



- (1) 歩道に面して駐車場出入口を設けてはならない。
ただし、宅地の構造上やむを得ない場合はこの限りではない。
- (2) バイク、自転車置場等は、占有敷地内で確保するものとする。
- (3) 玄関の門柱付近には、防犯灯を1箇所以上、道路に近接した場所に設置しなければならない。
- (4) 道路に面するかき又は柵の構造は基本的に生垣とし、敷地地盤面より高さ70センチメートルを超える部分にコンクリートブロック等を設置する場合は、敷地地盤面より高さ2.0メートル以下、かつ道路面の見付面積となる部分の開口率が50%以上の透視可能な構造とする。
- (5) 建物玄関への出入口に設置する門及び門の付帯物は、道路境界から0.5メートル以上後退させなければならない。
- (6) 門及び門の付帯物は、道路に面する部分の長さが6.0m以内とする。

- (7) 敷地境界線法面上でのスラブ、バルコニー、出窓等の持ち出し等の使用を全て禁止する。
ただし、植物の枝葉部分についてはこの限りではない。
- (8) テレビ、FM及びアマチュア無線等のアンテナを屋外に設置してはならない。
- (9) 広告物等は自己の用に供するもので、高さ4.0メートル以下で建物を利用したものとし、かつ、表示面積の合計が5.0平方メートル以下とすること。
独立して建てる看板広告物等は自己の用に供するもので、高さ1.8メートル以下とし、道路境界線より0.5メートル以上後退させることとし、かつ、表示面積の合計が1.0平方メートル以下とすること。
- (10) 敷地内における電気、電話、ケーブルテレビ等の各配管は地下埋設とする。
- (11) 建築物等の屋根及び外壁の色は原色（高彩度の純色に近い色）を避けた落ち着いた色のあるものとする。
- (12) 土地の所有者等は、建築協定運営委員会（自治会）による地区の住環境保全活動への協力と、近隣との協調関係を保持し、建築物及びその付帯物の手入れに十分注意を払うこととする。